（企業型年金運用指図者の申出）

第十四条　（略）

2　第十三条の規定は、企業型年金運用指図者について準用する。

（企業型年金加入者等原簿の作成及び保存）

第十五条　法第十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、企業型記録関連運営管理機関等の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。

一～十一の二　（略）

十二　企業型年金加入者等又は企業型年金加入者等であった者が、第十条第一項第二号イからハまでに掲げる者の資格を有したことがあるときは、その資格の種別並びに資格の取得及び喪失の年月日

十三～十六　（略）

2～6　（略）

（企業型年金加入者等が閲覧することができる事項等）

第二十一条の二　法第二十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項（企業型年金運用指図者にあっては、第五号に掲げる事項に限る。）とする。

一　（略）

二　令第十一条第一号に規定する他制度加入者（第六十一条の二第一項第四号において単に「他制度加入者」という。）に該当する場合には、当該他制度加入者に係る他制度掛金相当額

三～五　（略）

2　（略）

（確定給付企業年金の加入者となった者等の個人別管理資産の移換の申出）

第三十一条の二　法第五十四条の四第一項又は第五十四条の五第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出があったときは、次条第一項の規定により当該申出を受けた企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、当該企業型年金の企業型年金加入者であった者に係る次に掲げる事項（法第五十四条の四第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出にあっては、第五号に掲げる事項を除く。）を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク等を、確定給付企業年金の事業主等（確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。第六十一条の二第三項及び第四項において同じ。）又は企業年金連合会に提出するものとする。

一～五　（略）

（連合会の事務の委託）

第三十七条　法第六十一条第一項第五号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一～五　（略）

六　この省令又は個人型年金規約の規定による届出の受理に関する事務

七　（略）

2　（略）

（企業型年金運用指図者の申出）

第十四条　（略）

2　前条第三項の規定は、企業型年金運用指図者について準用する。

（企業型年金加入者等原簿の作成及び保存）

第十五条　法第十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、当該企業型記録関連運営管理機関等の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。

一～十一の二　（略）

十二　企業型年金加入者等又は企業型年金加入者等であった者が、第十条第一項第三号に掲げる者及び小規模企業共済契約者の資格を有したことがあるときは、その資格の種別並びに資格の取得及び喪失の年月日

十三～十六　（略）

2～6　（略）

（企業型年金加入者等が閲覧することができる事項等）

第二十一条の二　法第二十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項（企業型年金運用指図者にあっては、第五号に掲げる事項に限る。）とする。

一　（略）

二　令第十一条第一号に規定する他制度加入者に該当する場合には、その旨

三～五　（略）

2　（略）

（確定給付企業年金の加入者となった者等の個人別管理資産の移換の申出）

第三十一条の二　法第五十四条の四第一項又は第五十四条の五第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出があったときは、次条第一項の規定により当該申出を受けた企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、当該企業型年金の企業型年金加入者であった者に係る次に掲げる事項（法第五十四条の四第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出にあっては、第五号に掲げる事項を除く。）を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク等を、確定給付企業年金の事業主等（確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。）又は企業年金連合会に提出するものとする。

一～五　（略）

（連合会の事務の委託）

第三十七条　法第六十一条第一項第五号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一～五　（略）

六　この省令又は個人型年金規約の規定による届出の受理に関する事務（確定拠出年金運営管理機関に委託する場合にあっては、第四十五条第一項の規定による届出の受理に関する事務を除く。）

七　（略）

2　（略）